

## 坂町地域福祉計画外 3 計画策定支援業務委託事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣 旨

本実施要領は、現行計画の計画期間の終了に伴う次期計画の策定（見直し）に当たり、「坂町地域福祉計画外 3 計画策定支援業務」の受託候補者（第一交渉権者）（以下、「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定める。

### 2 策定（見直し）する計画

計 画 名	計画期間
坂町第 2 次地域福祉計画	令和 9 年度～令和 14 年度（6 年間）
坂町第 4 次障害者計画	令和 9 年度～令和 14 年度（6 年間）
坂町第 8 期障害福祉計画・坂町第 4 期障害児福祉計画	令和 9 年度～令和 11 年度（3 年間）
坂町第 11 期高齢者保健福祉計画・坂町第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画	令和 9 年度～令和 11 年度（3 年間）

### 3 業務の概要

(1) 業務名

坂町地域福祉計画外 3 計画策定支援業務

(2) 業務 委託場所

坂町役場

(3) 業務内容

別紙 各計画の「計画策定支援業務 仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(5) 提案上限額

15,628,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※各計画を毎年度毎に提案上限額を定めているので、留意すること。（次表のとおり）

○提案上限額（計画毎、年度毎）

（単位：円）

計画名	提案上限額		
	令和7年度	令和8年度	2箇年（計）
坂町第2次地域福祉計画	2,142,000	3,105,000	5,247,000
坂町第4次障害者計画・坂町第8期障害福祉計画・坂町第4期障害児福祉計画	1,885,000	3,284,000	5,169,000
坂町第11期高齢者保健福祉計画・坂町第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画	2,171,000	3,041,000	5,212,000
計	6,198,000	9,430,000	15,628,000

#### 4 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル

#### 5 参加資格

次の条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加書類の提出時点において、坂町から指名除外を受けていない者
- (3) 参加書類の提出時点において、会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日において、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。
- (6) 法人であること。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(8) 過去5年間に自治体において地域福祉計画、障害者福祉に関する計画及び高齢者福祉に関する計画の策定業務のすべてに受託実績があること。

(9) 広島県内に事業所または、営業所があること。

## 6 スケジュール

年 月 日	内 容
令和7年5月15日(木)～6月2日(月)	公告・参加申込書等提出期間
令和7年5月15日(木)～5月21日(水)	質問受付期間
令和7年5月27日(火)	質問書に対する回答期限
令和7年6月2日(月)	参加申込書等提出期限(募集終了)
令和7年6月6日(金)	参加可否通知
令和7年6月17日(火)	企画提案書等提出期限
令和7年7月上旬 予定	審査結果通知発送
令和7年7月上旬 予定	契約締結

## 7 参加申込書の提出等

### (1) 提出書類及び提出部数

ア 参加申込書(様式1) 1部

イ 申込書に関する資料各1部

(ア) 登記事項証明書又は登記簿謄本(発行後3か月以内のもの) 写しでも可

(イ) 納税証明書(国税及び地方税の未納がないことを証明するもの。発行後30日以内のもの) 写しでも可

(ウ) 会社概要のわかるもの(パンフレット等も可)

(エ) 地域福祉計画、障害者計画、高齢者計画等策定支援の受託実績のわかるもの

### (2) 提出期限

令和7年6月2日(月)

※ 開庁日午前8時30分から午後5時30分までの間に持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出すること。なお、郵送する場合は令和7年6月2日を必着とする。

(3) 提出先

〒731-4393

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

坂町民生部保健・福祉総合相談室

電話 082-820-1550

FAX 082-820-1511

E-mail soudan@town.saka.lg.jp

担当 宮本

(4) 提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、坂町は提出された書類を本プロポーザルにおいて、受託候補者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では使用しない。

## 8 質問書の提出等

質問がある場合は、次のとおり質問書（様式2）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年5月15日（木）～5月21日（水） 午後5時

(2) 提出方法

本実施要領の「7 参加申込書の提出等」の（3）提出先へFAX又はE-mailで送信すること。（送信後は、事務局に受信を確認すること。）

(3) 質問書に対する回答

令和7年5月27日（火）に、すべての質疑応答の内容を質問者にメールで送付する。

## 9 企画提案書の提出等

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書7部（正本1部、副本6部（副本はコピー可））

（ア）様式は任意とする。

（イ）企画提案書は、仕様書を踏まえ、次の項目「（2）企画提案書の作成に当たっての留意事項」を参照の上、別表の評価項目ごとに具体的な提案を行うこと。

イ 見積書7部（正本1部、副本6部（副本はコピー可））

（ア）様式は任意とする。

（イ）見積価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた総額を記載すること。

（ウ）見積書の提出部数は、各計画を年度毎に区分し次のとおり作成・提出すること。

【見積書提出部数】

計画名	令和7年度	令和8年度
坂町第2次地域福祉計画	1部	1部
坂町第4次障害者計画・坂町第8期障害福祉計画・坂町第4期障害児福祉計画	1部	1部
坂町第11期高齢者保健福祉計画、坂町第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画	1部	1部

(エ) 見積書に記載する金額が、「3(5)提案上限額」を超えないようにしてください(全体の提案上限額はもちろんのこと、計画毎、年度毎の提案上限額を超えた場合は、失格となりますので、留意してください)。

(オ) 本見積書は、プロポーザルにおける価格評価を行うためのものであり、受託候補者決定後、本契約に際しては詳細仕様を確定後、別途見積書の提出を求めます。

(2) 企画提案書の作成に当たっての留意事項

ア 企画提案書の様式等

(ア) 用紙サイズは、A4版縦、横書きし、それより大きいサイズの用紙を使用するときは、A4のサイズに折り込むこと。

(イ) 文字サイズは、10.5ポイント以上とする。

(ウ) 両面印刷で50ページ以内(表紙はページ数に含めない)とし、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(エ) ページ番号を付すること。

イ 企画提案書の基本構成

(ア) 企画提案書正本は、表紙に会社名を記載すること。副本は、提案者が判別できるような記載(ロゴも含む)を一切行わないこと。

(イ) 企画提案書の提案項目の順に題目を明記して記述すること。

(ウ) 過去の実績に基づくノウハウを、本業務の遂行に向けてどのように活用できるかを記述すること。

ウ 企画提案書の提案項目

別紙仕様書及び本実施要領を踏まえ、次の項目については必ず提案すること。

なお、企画提案した事項については、全て見積価格の範囲内で実施するものとする。

(ア) 本業務の目的

業務の目的と坂町の現状と課題について記載すること。

(イ) 業務遂行能力及び実施体制について

業務のスケジュール及び実施体制の全体フローを記載すること。

同類・類似計画等策定実績(貴社の概要に記載のある場合は、記載不要)

(ウ) 個人情報の取扱いについて

個人情報漏えい事故を未然に防止する取組について記載すること。

(エ) 地域特性の把握支援及びそれぞれの地域課題の整理

調査や統計データに基づく坂町の課題の現状分析と手法の提案、課題整理方針。

今後の施策や計画の進捗管理につなげられるような調査の工夫、調査の実施内容の提案（設問設計支援）と分析。

国や他自治体の動向等の把握。

(オ) 仕様書の記載事項に付加して独自提案がある場合は、その内容を記載すること。

(3) 提出期限

令和7年6月17日（火）の午後5時30分までの間に持参とする。なお、持参時は前日（土日祝日を除く）の午後5時までには持参日時を連絡すること。

(4) 提出先

本実施要領の「7 参加申込書の提出等」の（3）提出先に同じ。

## 10 辞退について

参加申し込みを辞退する場合は、令和7年6月10日（火）午後5時30分までに参加辞退届（様式3）を持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

提出先は、本実施要領の「7 参加申込書の提出等」の（3）提出先に同じ。

## 11 審査の概要

(1) 審査方法

委託事業者の選定は、坂町地域福祉計画外3計画策定支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を総合的に審査し、受託候補者を選定する。

(2) 面接審査（プレゼンテーション）

提出された提案書に基づき、プレゼンテーションを実施する場合がある。その場合、実施日時、方法等については、別途指示する。

(3) 選定方法等

ア 企画提案書等提出書類の内容を総合的に評価し、各委員の採点により、受託候補者を選定する。

イ 選定委員会は別表の審査基準表に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点する。

ウ 提案者が1者の場合であっても審査を行う。

(4) 審査目的、評価基準及び評価項目

ア 審査目的

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものである。企画提案書によって企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容が

そのまま契約内容となるわけではない。具体的な契約内容及び委託金額は坂町との交渉を通じて決定する。

#### イ 評価基準

企画提案書等提出書類等により、別表の審査基準表の評価項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる評価点を満点として評価し、総合的に判断する。

#### (5) 選定結果の通知

選定結果は、全提案者に書面で通知する。選定に関する異議等は受け付けない。

#### (6) 契約締結の交渉

選定された事業者を「受託候補者」と決定し、契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点の者と契約締結の交渉を行うこととする。

### 12 その他留意事項

(1) 本プロポーザル選考の参加に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 企画提案書は1者1案とする。

(3) 企画提案書提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがある。

(6) 提出書の著作権は参加申込者に帰属する。

(7) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

### 13 守秘義務

受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

### 14 契約後業務の継続が困難となった場合について

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、坂町は契約の解除ができる。この場合、坂町に生じた損害は、受注者が賠償するものとし、また、次期受注者が円滑に、かつ、支障なく当業務を遂行できるように引き継ぐものとする。

(2) 災害その他不可抗力等、坂町及び受注者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することによ

り契約を解除できるものとする。なお、業務期間終了又は契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

## 別表

## 審査基準表

## 1 共通項目

審査項目	評価項目	評価 (点)
(1) 基本的事項	・委託業務の趣旨を十分に理解し、坂町と連携して委託業務を円滑かつ適切に遂行することが期待できるか。	10
(2) 実施体制	・業務に対する組織体制・人員配置は適正であるか。また、業務の担当予定者が、当該業務に関する十分な実務経験を有しているか。 ・計画支援スケジュールは適切に組まれているか。	20
(3) 企画提案	<p>&lt; 課題分析等 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査や統計データに基づく坂町の課題の現状分析と手法の提案がされているか。</li> </ul> <p>&lt; 施策反映・進捗管理 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートの分析結果を、坂町地域福祉計画外3計画の策定に、適切に反映できる提案とされているか。</li> </ul> <p>&lt; 国等の動向把握 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・坂町地域福祉計画外3計画の策定にあたり論点となることが見込まれる事項を適切に捉えているか。</li> <li>・国や他の自治体の動向を踏まえた提案とされているか。</li> </ul>	50
小 計		80

## 2 個々の計画に関する項目（個々の計画の評価項目）

審査項目	評価項目	配点
(1) 分析・考察の手法	・個別の計画の課題等に対する分析・考察の手法等の提案が示されているか。	10× 4計画
(2) 業務内容の提案	・有効な町民アンケート調査の観点と手法、プロセスが示されているか。	5× 4計画
	・計画策定後の目標達成に向けた取組等の考え方が具体的に示されているか。	5× 4計画
	・会社の特徴を活かした独創的で具体的な提案がなされ、それらが有益で実施可能な提案であるか。	10× 4計画
小 計		120

### 3 見積価格

審査項目	評価項目	配点
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積価格が最も低かった事業者に満点を付す。その他の事業者については、見積価格が最も低かった事業者の見積価格 (A) を、当該事業者の見積価格 (B) で除して得た数値 (A/B) に配点 (点) を乗じて得た得点 (小数点第 1 位を切り捨て)</li> <li>○見積価格が最も低かった事業者 最低見積価格 (A) = 100 点</li> <li>○その他の事業者 <math display="block">\frac{\text{最低見積価格 (A)}}{\text{当該事業者の見積価格 (B)}} \times 100 \text{ 点}</math>(小数点第 1 位を切り捨て)</li> </ul>	100

合 計 点	300
-------	-----

※坂町第 4 次障害者計画と坂町第 8 期障害福祉計画・坂町第 4 期障害児福祉計画を一つの計画として整理しているため、個々の計画に関する項目の配点は 4 計画分を乗じます。  
 ※個々の計画に関する項目には、それぞれの計画ごとに提案 (記載) してください。

様式 1

令和 年 月 日

坂 町 長 様

所 在 地

名称又は称号

代表者職氏名

参加申込書

坂町地域福祉計画外 3 計画策定支援業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルに参加申込します。

様式2

令和 年 月 日

坂 町 長 様

所 在 地  
名称又は称号  
代表者職氏名

質問書

坂町地域福祉計画外3計画策定支援業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり質問します。

資料名	
ページ	
項目	
質問概要	
質問内容	
質問理由	

※質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

(担当者連絡先)

所 属：  
氏 名：  
電 話：  
F A X：  
メー ル：

様式 3

令和 年 月 日

坂 町 長 様

所 在 地

名称又は称号

代表者職氏名

参加辞退届

坂町地域福祉計画外 3 計画策定支援業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザルについて、参加を辞退します。